

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に係る面談
2. 日時：令和2年1月31日（金）14時05分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、山中係員  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクト計画部 担当2名

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に関して、資料に基づき主に以下の説明があった。

- サブドレンピット（以下「ピット」という。）の運用について
  - ✓ ピットからくみ上げた地下水を中継タンク及び集水タンクに順次移送・貯留し、集水タンクからサブドレン他浄化設備に移送して地下水を浄化している。このとき、浄化前の地下水の水質が確実に運用目標を満たすように、各ピット及び各タンクにおいて定期的に水質分析を行い、その結果に応じて各ピットでのくみ上げ量及び中継タンクから集水タンクへの移送量を調整している。
- ピットの水質に関する評価について
  - ✓ 新たにサブドレン他浄化設備での浄化対象として追加する既設ピット（No. 49）（以下「当該ピット」という。）からくみ上げた地下水の水質を評価し、既認可の既設ピットの復旧時と同様に以下の考え方により、当該ピットを追加しても排水基準は満足できると判断している。
    - ◇ 現在のサブドレンの運用において、浄化処理済水の告示濃度限度比の和は排出基準に対して余裕があること。
    - ◇ 浄化処理前の水質に対して、当該ピットの水質が良いこと。
    - ◇ 全ピットでくみ上げる水量に対して当該ピットがくみ上げる水量の比率が低いため、水質への寄与率が低いこと。
    - ◇ 当該ピットで新たに検出された核種はないこと。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。

#### 6. その他

資料：サブドレン他水処理施設既設ピット復旧に関する補足説明資料